備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後

（別表）

［略］

大洋州

国又は地域	単位	旅券法(以下「法」という。)第20条第1項第1号の処分に係る手数料 (10年旅券)	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料 (5年旅券)	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料 (記載事項変更旅券，限定旅券等)	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料 (渡航先追加)	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料 (査証欄増補)	法第20条第1項第6号の処分に係る手数料 (渡航書)
［略］								
ニュージーランド	ニュージーランド・ドル	211	145	79	79	21	33	33
バヌアツ	バツ	16,000	11,000	6,000	6,000	1,600	2,500	2,500
パプアニューギニア	キナ	457	314	171	171	46	71	71
［略］								

［略］

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法(以下「法」という。)第20条第1項第1号の処分に係る手数料 (10年旅券)	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料 (5年旅券)	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料 (記載事項変更旅券，限定旅券等)	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料 (渡航先追加)	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料 (査証欄増補)	法第20条第1項第6号の処分に係る手数料 (渡航書)
［略］								
カザフスタン	テンゲ	48,500	33,350	18,200	18,200	4,850	7600	7,600
キプロス	ユーロ	131	90	49	49	13	20	20
ギリシャ	ユーロ	131	90	49	49	13	20	20
［略］								

改正前

（別表）

［略］

大洋州

国又は地域	単位	旅券法(以下「法」という。)第20条第1項第1号の処分に係る手数料 (10年旅券)	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料 (5年旅券)	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料 (記載事項変更旅券，限定旅券等)	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料 (渡航先追加)	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料 (査証欄増補)	法第20条第1項第6号の処分に係る手数料 (渡航書)
［略］								
ニュージーランド	ニュージーランド・ドル	211	145	79	79	21	33	33
［項を加える。］								
パプアニューギニア	キナ	457	314	171	171	46	71	71
［略］								

［略］

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法(以下「法」という。)第20条第1項第1号の処分に係る手数料 (10年旅券)	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料 (5年旅券)	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料 (記載事項変更旅券，限定旅券等)	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料 (渡航先追加)	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料 (査証欄増補)	法第20条第1項第6号の処分に係る手数料 (渡航書)
［略］								
カザフスタン	テンゲ	48,500	33,350	18,200	18,200	4,850	7600	7,600
［項を加える。］								
ギリシャ	ユーロ	131	90	49	49	13	20	20
［略］								